

# 破産管財 きほんのき

平成20年3月25日

梶 真紀

## 目次

	頁
第1部 破産手続の概略	2
第1章 何のために破産するのか？	2
1 個人の場合は？	2
2 会社の場合は？	2
3 債権者から見ると	3
第2章 破産手続はどうあるべきか？	3
1 もし破産手続が無ければどうなるか？	3
2 破産法の目的は？	3
第3章 破産手続の考え方	4
1 破産手続は正の数と負の数の足し算だ！	4
2 実際にはいろいろと複雑だ！	4
3 破産管財の概略	5
4 同時廃止の場合	5
第4章 まとめ 破産管財の役割	5
第2部 破産管財業務の流れ	6
第1章 申立と開始決定	6
1 申立人による破産手続開始申立	6
2 裁判所が破産手続の開始の手続をする	6
3 管財人が管財業務に着手する	6
第2章 債権調査	6
1 破産手続上の債権の基礎知識	6
2 破産債権調査の大まかな流れ	9
3 財団債権の場合	10
4 債権者集会	10
第3章 破産財団の形成	11
1 基礎知識	11
2 財団形成の手順	12
第4章 各種法律関係の処理	12
1 法律関係をなぜ処理しなければいけないか？	12
2 リース契約	13
3 賃貸借契約	13
4 公共料金	13
5 雇用契約	13
6 継続中の訴訟手続	13
第5章 配当手続	13
1 基礎知識	13

2	大まかな配当の流れ	14
第6章	破産手続の終了	14
1	破産手続の終わり方	14

## 第1部 破産手続の概略

### 第1章 何のために破産するのか？

#### 1 個人の場合は？

##### (1) 借金から開放されたい

解決方法①返す 返す見通しが立つ場合は有効（任意整理、民事再生等）。

解決方法②債権者に免除してもらう よっぽどのことが無い限りは無理

解決方法③破産法上の「免責」を受ける 根本的な解決につながる。

##### (2) 破産法上の「免責」を受けるためには？

破産法（免責許可の申立て）

第二百四十八条 個人である債務者（省略）は、破産手続開始の申立てがあった日から破産手続開始の決定が確定した日以後一月を経過する日までの間に、破産裁判所に対し、免責許可の申立てをすることができる。

2（省）

⇒破産手続開始の申立をしないと免責許可の申立もできない。

#### 2 会社の場合は？

##### (1) 運転資金が無くて会社が回っていかない

解決方法① 返す

解決方法② 会社を畳む（＝解散する＝法人格を無くしてしまう）

##### (2) 会社を畳む＝解散するためには

会社法（解散の事由）

第四百七十一条 株式会社は、次に掲げる事由によって解散する。

一 定款で定めた存続期間の満了

二 定款で定めた解散の事由の発生

三 株主総会の決議 ※解散決議後は清算手続に入る

四 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）

五 破産手続開始の決定

六 第二百二十四条第一項又は第八百三十三条第一項の規定による解散を命ずる裁判

自分から会社を畳もうとする場合の方法は3による「清算」か5の「破産」。

3の方法は債務超過だと選択できない。

債務超過の状態では会社を解散するためには5の方法＝破産をするしかない。

※なお、会社の「解散」は法人格消滅の原因であるが、破産手続による清算の目的の範囲内において、破産手続が終了するまで存続するものとみなされる＝法人格が存続すると擬制される（破産法35条）

### 3 債権者からみると

- (1) できる限り**債権を回収**したい。返してもらえない分は**貸倒処理**してしまいたい。
- (2) 各債権者が無理やり回収すると**不平等**や**混乱**が生じる
- (3) 破産手続によって全債権者が**平等**に債権を回収して、貸倒処理もできる。

## 第2章 破産手続はどうあるべきか？

### 1 もし破産手続が無ければどうなるか？

#### (1) 多重債務の悪循環

収入と支出のバランスが崩れる⇒借入⇒返せない⇒返すために借入を繰り返す⇒借入できなくなる⇒親族や友人から借り入れる or 闇金から借り入れる

※どこかで借金を整理してこの悪循環から債務者を再起させる、経済的に更生させる制度が必要。⇒破産手続の目的の一つ

#### (2) 債権者の実力行使による混乱・不平等

多重債務者の返済が難しくなってくる⇒債権者は自分だけでも債権回収をしたい&執行手続などをする時間的余裕も無い⇒実力行使をする⇒早い者勝ちになる&違法な取立が横行する

※**違法な状態の発生を防止**（違法な取立て等）及び**債権者間の公平**を守るため、債務者が返済不能となった場合に全債権者が平等に自分の債権の満足を最大限得られる制度を設ける必要がある。⇒破産手続の目的の一つ

### 2 破産法の目的は？

#### (1) 破産法上の目的

##### 破産法（目的）

第一条 この法律は、支払不能又は債務超過にある債務者の財産等の清算に関する手続を定めること等により、①**債権者その他の利害関係人の利害及び債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整し、**もって②**債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、**③**債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることを目的とする。**

①破産者を取り巻く法律関係（負債や、契約など）を調整、整理することによって、  
⇒破産者の**財産（プラス）と負債（マイナス）を整理する（シンプルにする）**

②破産者の財産と負債を適性かつ公平に清算し、  
⇒破産者の財産を**債権者に公平に配当し、債権者の満足を図る**

③債務者について経済の再生の機会を確保する  
⇒**免責制度を設けて破産者が経済的に再生できるようにする**

#### (2) 破産者から見た破産法の目的

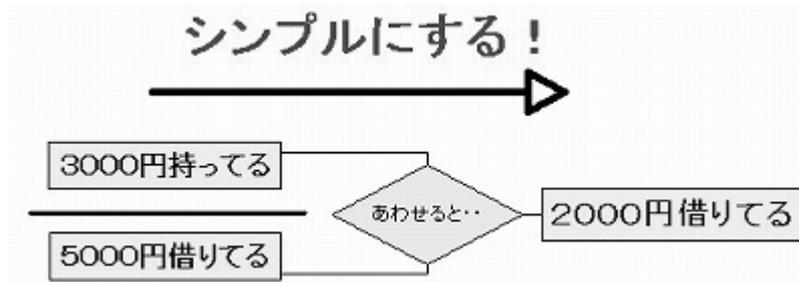
③のためには、②をして**債権者に納得**してもらう、②をするために①をして破産者の財産、負債関係を**シンプル**にしなければいけない。

#### (3) 債権者から見た破産法の目的

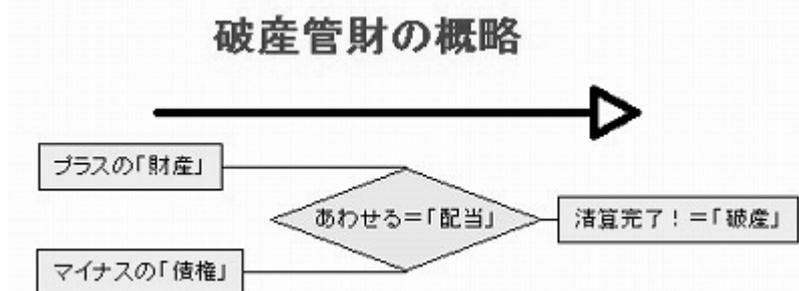
①の結果にもとづき、②によって**最大限の債権の回収**を得て、③の決定によって貸倒処理をする（法的手続による貸倒処理の方が事実上の貸倒処理より簡単）。

### 第3章 破産手続の考え方

#### 1 破産手続は正の数と負の数の足し算だ！

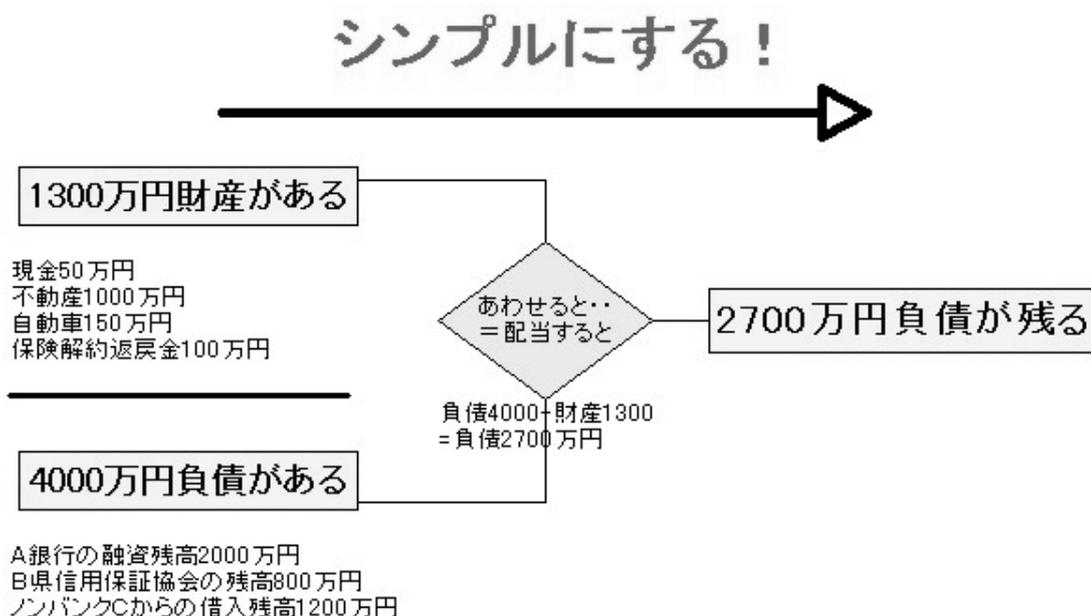


すなわち、破産管財の大まかな概略は下記のとおりとなります。

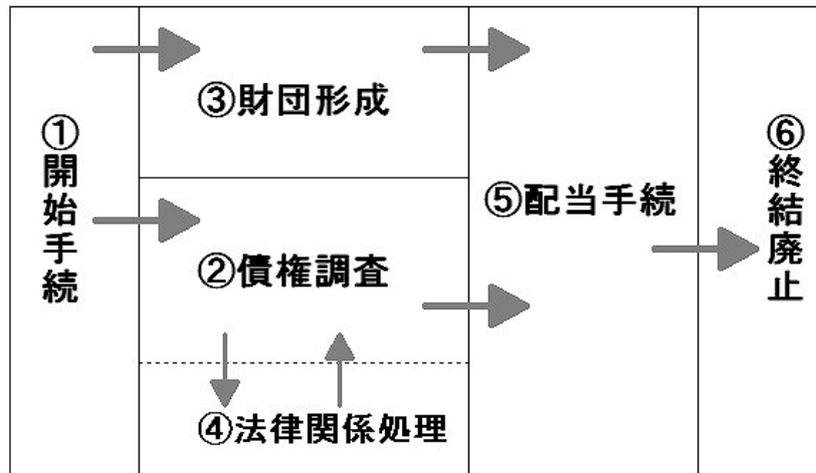


プラスの財産（正の数）とマイナスの財産（負の数）の足し算をして、清算をするわけです。

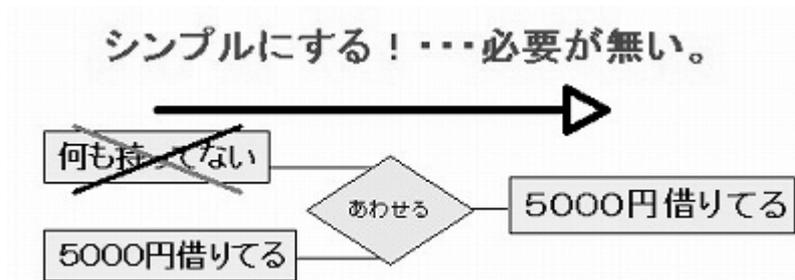
#### 2 実際にはいろいろと複雑だ！それをシンプルにする。



### 3 破産管財の概略



### 4 同時廃止の場合



プラスの財産が無い＝足し算をする正の数がないわけですから、足し算をする必要が無い、つまり、通常破産手続をする必要が無いわけです。

よって、破産手続開始決定とともに破産手続の廃止決定を出します。

## 第4章 まとめ 破産管財人の役割

破産管財人⇒破産者とも債権者とも利害関係のない独立した中立の第三者として裁判所に選任されて、各当事者の間に入って公正かつ公平に下記事項を行う。

- 1 財産をシンプルにする＝財団形成 (第2部第3章)  
⇒いくら持ってるの？いくらなら返せるの？
- 2 債権をシンプルにする＝債権調査 (第2部第2章)  
⇒誰にいくら払わなければいけないの？
- 3 契約関係等を整理する＝法律関係の整理 (第2部第4章)  
⇒1, 2をする前提としても必要になる
- 4 財産と負債を清算する＝配当 (第2部第5章)  
⇒実際に全債権者に公平になるように払えるだけ払う

## 第2部 破産管財業務の流れ

### 第1章 申立と開始決定

ここでは何をするのか？＝破産手続のための準備体操

- 1 [申立人による] 破産手続開始申立
  - (1) 債務者＝破産者（又はその代理人）による申立
  - (2) 債権者による申立
  
- 2 [裁判所が] 破産手続の開始の手続をする（手引き上巻 p.2）
  - (1) 管財人候補者へ打診&打ち合わせ，管財人の決定
  - (2) 開始決定 ここからが破産手続の正式なスタート
  - (3) 利害関係人に知らせる 開始決定通知の送付，官報広告，登記嘱託  
⇒債権調査，財産調査につながる。
  - (4) 郵便物の回付の手続 破産者宛の郵便物を管財人に回付  
⇒債権調査，財産調査につながる。
  
- 3 [管財人が] 管財業務に着手する。業務に欠かせない準備をします。（手引き上巻 p.6）
  - (1) 印鑑届け出 裁判所へ管財人が使用する印鑑の届出書を出します。  
⇒財団形成に必要。破産者所有の不動産を売却するなど管財人が契約をする際や登記をする際などに必要になる。
  - (2) 預かり金口座の作成 管財人が集めた財産を保管するために必要  
⇒財団形成に必要。管財人が集めた財産については通常換価して保管するので，その保管のために必要
  - (3) 申立代理人，破産者との引継  
⇒債権調査，財団形成など管財業務の全てに必要。
    - ア 申立書副本の受領 破産者を取り巻く状況を把握
    - イ 通帳，印鑑，手形帳などの原本の受領 財団形成に必要
    - ウ 破産者及び申立代理人との打ち合わせ 破産者を取り巻く状況を把握
    - エ 引継予納金の引継ぎ 管財業務に必要

### 第2章 債権調査

ここでは何をするのか？＝マイナスとなる負債の全貌を明らかにする

- 1 破産手続上の債権の基礎知識
  - (1) 債権の種類
    - ア 財団債権（手引き上巻 p.13）  
⇒ 破産手続（債権届出，調査，配当）によらずに弁済を受けられる
      - ①破産手続に必要な債権 破産手続を進める上で必要な費用
      - ②公租公課及び労働債権の一部 政策的な理由による

イ **破産債権**＝破産者に対し破産手続開始決定前の原因に基づいて生じた財産上の請求権（手引き上巻 p.17）



破産手続（債権届出，調査，配当）によらなければ弁済は受けられない。

- (ア) **優先的破産債権** 主に政策的な配慮により優先されるもの
- (イ) **一般的破産債権** 一般的な債権
- (ウ) **劣後的破産債権** 破産手続開始決定後の利息など

(2) 特殊な債権の処理

ア **公租公課**（手引き上巻 p.17，手引き下巻 p.25）

(ア) 公租公課の債権の分類方法（手引き下巻 p.27）

本税の納期限	本税	延滞税		加算税
		開始決定まで	開始決定後	
開始決定の 1年前まで	優先	優先	劣後	劣後
開始決定前 1年未満	財団	財団	財団	劣後

※ 延滞税と加算税について

延滞税＝支払が遅れた場合の税金の「利息」のようなもの

加算税＝申告内容が正しくない場合などの「罰金」のようなもの

延滞税については納付が遅れれば遅れるほど額が増える

加算税については納めるべき金額の一定の割合で決まり，定額

(イ) 交付要求

意味＝公租公課における**債権届出**のようなもの

実務上は，交付要求⇔債権届出のようなイメージでOK。

(ウ) 財団債権となる**延滞税の減免**（手引き p.34）

財団債権となる税の開始決定後の延滞税は，管財人が財団債権となる交付要求額に相当する金額を確保した日の翌日以降の分は免除を受けることができる。

イ **労働債権**（手引き上巻 p.17，手引き中巻 p.18）

(ア) 労働債権の分類

a 毎月の給料

労働日	種類
開始決定前3ヶ月間の労働に対する給料	財団債権
それ以外の期間の労働に対する給料	優先的破産債権

b 退職金について

支払うべき退職金の内，

①退職前3ヶ月間の給料の総額

もしくは

②破産手続開始前3ヶ月間の給料の総額

のどちらか大きい額に相当する額を財団債権とする。

それ以外は優先的破産債権

(イ) 労働者健康福祉機構による立替払い（手引き中巻 p.18）

破産者が労働保険の適用事業で1年以上事業活動を行ってきた場合は，給与未払

いの状態が続くと労働者の生活が困窮するため、労働者は**独立行政法人労働者健康福祉機構**による給料の立替払いが受けられる。

詳細は <http://www.rofuku.go.jp/kinrosyashien/miharai.html>

労働者健康福祉機構はその立て替えた金額の範囲内で**労働者に代位**するので、財団債権者又は優先的破産債権者となるので注意。

ウ **公共料金等**

(ア) 公共料金等債権の分類 (手引き上巻 p.14)

電気、ガス、上水道＝**継続的給付を目的とする双務契約**にあたる (破産法 55 条)

※下水道料金は**公租公課**になる (破産法 148 条第 1 項第 3 号に該当) ので注意。

a 料金の計算方法が日割計算の場合

利用時期	種類
破産申立前	一般的破産債権
申立～開始決定	財団債権
開始決定後	原則 破産債権とならない ⇒破産者が支払う義務がある 例外 破産管財業務上必要だった分 ⇒財団債権となる

b 月毎など一定の期間毎に検針・料金を計算する場合 (電気料金、ガスなど)

利用時期	種類
申立日が属する月の前月まで	一般的破産債権
申立日が属する月	財団債権
申立日が属する月の翌月以降	原則 破産債権、財団債権とならない ⇒破産者が支払う義務がある 例外 破産管財業務上必要だった分 ⇒財団債権となる

(イ) 携帯電話料金などについて

携帯電話料金など公共料金とはいえないものについても**継続的給付を目的とする双務契約**にあたるので、上記のとおり、一部が財団債権となる**可能性がある**。

(3) **別除権**とは何か? (手引き上巻 p.19)

ア 意味 別除権＝破産者の財産に対する**担保権**のこと

別除権者＝破産者の財産に対し担保権を設定している債権者のこと

イ 効果 **担保を設定した財産から優先的に弁済**が受けられる

ウ **不足額責任主義** 別除権者は別除権 (担保権) を行使してもなお回収し切れなかった不足額についてのみ**配当に参加**できる。

↓

債権届出時には、**予定不足額**として不足額の見込みを記載する。

配当を受けるためには、**除斥期間内に実際の不足額の証明**をしなければ**配当から除斥 (除外)**されてしまう。

(4) **相殺権**とは何か?

ア 意味 相殺権＝破産者に対して有する債権 (自働債権) と自分が破産者に対して負う債務 (受働債権) を対当額で消滅させることができる権利。

イ 効果 破産手続開始後も相殺権を行使することで事実上優先的に弁済が受けられる。

ウ 破産法上相殺が認められない（＝禁止される）範囲

破産法（相殺の禁止）  
第七十一条 破産債権者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。  
一 破産手続開始後に破産財団に対して債務を負担したとき。  
二 （今回は省略）  
三 支払の停止があった後に破産者に対して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、支払の停止があつたことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時において支払不能でなかつたときは、この限りでない。  
四 破産手続開始の申立てがあつた後に破産者に対して債務を負担した場合であつて、その負担の当時、破産手続開始の申立てがあつたことを知っていたとき。  
2 （今回は省略）

時系列にみると、その破産債権者が債務者に対して債務を負った時期が、

- ① 支払いの停止前—————>相殺できる
- ② 支払いの停止後->支払いの停止を知った時以降->相殺できない
- ③ 破産申立後————>破産申立を知った時以降————>相殺できない
- ④ 破産手続開始後->知ってるかどうか関係なく————>相殺できない。

通常、申立代理人からの受任通知などが「支払の停止」にあたるので、受任通知受領後に債権者が破産者に対して債務を負っても相殺できない可能性が高い。

2 破産債権調査の大まかな流れ（手引き上巻 p.23）

(1) 債権の有無の調査＝見つけ方

- ア 申立書や添付書類から見つける
- イ 債権者からの請求・届出から見つける
- ウ 破産者の財産から見つける
- エ 転送郵便物から見つける

(2) 債権届出 債権者による自分の債権の届出（手引き上巻 p.24）

⇒この債権者主張額が債権調査における基準額となる

※届出の提出先 財団債権は管財人に、破産債権は裁判所に届出

(3) 債権調査 管財人による届出内容の調査&債権認否（手引き上巻 p.34）

⇒①管財人が届出内容に問題がないかどうかを確認

↓

②債権認否表の作成（手引き上巻 p.28）＝各債権の全部を認めるか、一部又は全部を認めないか？

↓

③一般調査期日＝破産管財人が債権認否をし、それに対し債権者が異議がある場合は異議を述べる  
※特別調査期日＝一般調査期日以降に調査をする必要が生じた場合

(4) 債権の確定（手引き上巻 p.37）

- ア 一般調査の結果、管財人が届出債権を全て認め、他の債権者からも異議が出なかつた場合⇒債権の確定

イ 一般調査の結果、管財人が届出債権の一部又は全部を認めない、又は管財人は認めたが他の債権者から異議が出た場合 (=異議等のある破産債権)

⇒①破産債権査定手続 査定申立期間内に否認された届出債権者が破産債権査定を裁判所に申し立てる。(申し立てない場合は申立期間の経過により否認された範囲で確定)

↓

②裁判所がその届出債権について査定(金額等を調べて)して、破産債権査定決定を出す。

↓

③査定決定に対してもなお異議がある場合は、「破産債権査定申立についての決定に対する異議の訴え」を提起する。

※査定決定に対する異議の訴えは送達後1ヶ月以内に提起しないといけない。査定決定手続の当事者全員について、送達後1ヶ月たっても異議がない又は異議の訴えを提起しない場合は、査定決定の内容で債権が確定する。

↓

④判決&判決の確定=債権が確定

### 3 財団債権の場合(上巻手引き p.13)

(1) 財団債権は破産債権と完全に別のものとして分けて考える

財団債権と破産債権が違う点

①財団債権は破産手続によらずに支払をする。

⇒債権届出、調査、配当という手続を経ることなく弁済を受けられる

②財団債権は管財人に請求・届出をする。

⇒破産債権は裁判所に届出をする。

③財団債権の承認には裁判所の許可が必要(100万円以下は不要)

100万円以上の財団債権については管財人がその額等を承認して弁済をするためには裁判所の承認が必要

※破産債権の場合は、配当許可を得るときに事実上裁判所の承認を得る

(2) 財団債権の弁済

基本的に随時支払いをして構わないが、財団債権全額を支払うのに財団が不足する場合には、財団債権内にも順位があるので注意が必要(手引き上巻 p.16)。

通常は、財団換価など管財業務上必要な料金(不動産売却の登記費用など)は随時支払い、公租公課等についてはある程度交付要求が揃って、全容が見えてから支払を検討する。

### 4 債権者集会(手引き上巻 p.42)

(1) 債権者集会の意義

債権者集会=破産手続について、債権者の意思を破産手続に反映させるために設けられた機関。

(2) 第1回目の集会 できる限り1回目の集会で終わらせる(=一括期日開催)

ア 財産状況報告集会 財産目録

イ 計算報告集会 収支計算書

ウ 破産手続廃止に関する意見聴取のための債権者集会 異時廃止の場合

エ 債権調査期日 債権認否一覧表をもとに各債権の認否をして、債権者の意見を聞く。※財団形成の見込みがない場合は債権調査期日を指定しない

場合がある。

※1回目の集会で全て終わらなかった場合 2回, 3回と続行していく

(3) **任務終了集会 配当後に行う最後の集会**

※**カラ期日**＝配当後は, ①配当時に異議期間を設けている点, ②配当金受領後は債権者の破産手続に対する興味が薄れる点から, 特に債権者が出席を希望する場合を除き, 関係者の出席の必要性があまり無いので, 関係者の出席を求めないこととした期日。

### 第3章 破産財団の形成

ここでは何をするのか? =破産者の財産を明らかにし, お金に換えて, 配当の原資を作る

#### 1 基礎知識

(1) 破産財団とは? (手引き中巻 p.1)

**破産財団**＝破産開始決定時点での破産者の財産のこと。

⇒破産開始決定後に取得した財産は破産手続の対象にならない。

※但し, **破産開始前の原因にもとづく請求権は破産財団となる。**

(例, 破産開始前にお金を返した場合の請求権など)

財団を形成する＝破産者の財産を全て換価して, **お金に変えていく**作業のこと。

(2) 自由財産の範囲 (手引き中巻 p.1)

**自由財産**＝破産者の生活の維持を図るため, 破産後も破産者の手元に残される財産

ア **標準的な世帯の必要生計費の3か月分に相当する額(99万円)の金銭**

(破産法34条第3項第1号, 民事執行法第131条第3号)

イ **差押禁止動産(生活や仕事に欠かせないもの等)**

(破産法34条第3項第2号, 民事執行法第131条(第3号を除く))

(3) 「自由財産拡張」とは? (手引き中巻 p.3)

**自由財産の拡張**＝形式的に考えると自由財産ではないが, **個々の破産者毎に見た場合に, その破産者の生活に必要なものにつき, 特に自由財産として認めること。**(横浜地裁の取り扱いについては手引き中巻 p.2)

(4) 「取戻権」とは?

ア 意味 破産財団とされるものの中に**破産者以外の人の物が混ざっていた場合に, その本当の持ち主がその物が自分のものであると主張して, 取り戻すことができる権利のこと**

イ 効果 持ち主の主張が正しければ, その財産は破産財団に含まれない。

⇒財団を構成すると思っていた財産がそうではなくなる

(5) 「否認権」とは? (手引き中巻 p.21)

ア 意味 破産者が破産債権者を害することを知ってした行為や債権者間の公平を害することになる行為の効力を管財人が否定することができる権利

イ 効果 **はじめからその行為が無かったことになる。**

⇒否認権行使によって, 財団が増える, 又は, 債権額が変わる場合がある。

(6) 「放棄」とは? (手引き中巻 p.4)

ア 意味 破産財団に属する財産であるが, 換価に手間や費用がかかり, 換価すると赤字になる場合や, 買い手が見つからないなど換価が不能な場合に, 破産管財人が**財団形成の対象から外すこと。**

イ 効果 放棄した財産の管理処分権が破産者の元に戻る。  
⇒破産者のものになる。

## 2 財団形成の手順

### (1) 破産財団を構成する財産を見つける

- ①申立書記載の財産
- ②決算書類から探す 貸付金, 減価償却
- ③通帳から探す 保険, 共済
- ④転送郵便物からたどる 車の法定点検の案内や保険料の督促
- ⑤税金からたどる 自動車税, 固定資産税等から
- ⑥債権情報からたどる ローンで購入したものや駐車場代金の請求などから

### (2) 換価する (手引き中巻 p.7,p.14,p15)

①不動産, 動産など「売って」お金にかえる財産と, ②銀行預金や保険の解約返戻金のように「解約などの一定の手続をする」ことでお金に換える財産と, ③貸付金や売掛金などの「債権を行使して」お金を回収する財産とがあります。

#### (ア) 売ってお金に換える財産の換価手順

- ①数社への見積もり依頼 (できるだけ高く売れるように)
- ②見積もり結果より売却先の決定 (場合によって債権者と財団組入金の交渉)
- ③契約および必要書類の取り交わし
- ④引渡し

※実際には不動産には不動産の, 自動車には自動車の特有の手続がある。

#### (イ) 解約などの手続によってお金に換える場合の手順

基本的に手続の方法はその銀行や, 保険会社などによって異なるので, 銀行や保険会社などに解約したい旨電話などで伝え, 必要書類, 必要な手続を確認して手続を進める。

#### (ウ) 債権を行使してお金を回収する場合の手順

売掛金の回収などについては, 書面などで請求をして, 支払いを促すことになる。支払わない場合は, 内容証明郵便, 支払督促, 訴訟の提起等を検討していく。

### (3) 換価した金銭を管財人の口座にて保管する

## 第4章 各種法律関係の処理

ここでは何をするのか? =不要な契約関係等を整理することで, 債権調査や財団形成に役立てるとともに, 法律関係が破産によって宙に浮くことにならないようにする。

### 1 法律関係をなぜ処理しなければいけないか?

#### (1) 法人の場合の契約関係の処理の必要性

法人は破産をすると**法人自体が無くなる**。

⇒その法人が当事者となる法律関係をできる限り無くしていかなければいけない。

#### (2) 個人の場合は?

個人の場合でもその契約を継続していくと, 財団債権が増えたり, 解約すると破産財団が増える場合などがあるので, **新たな財団債権の発生を抑えるため**, もしくは, **財団形成のために契約を解除する必要がある場合がある**。(逆に解約してもメリットが無ければ解約する必要はない。)

## 2 リース契約（手引き中巻 p.19）

通常、リース契約約款において**破産手続は解除理由とされるので債権者から解約される。**

通常、解約後、リース物件を債権者が引き上げ、その物件を債権者が売却し、その売却額分をリース債権から差し引く＝債権届出額が変わる場合がある。

## 3 賃貸借契約（手引き中巻 p.17）

### （1）法人の場合

ア 解約するか？ 法人はなくなるので**最終的には解約する**。但し、管財業務上必要な場合もあるので、管財人である弁護士の判断に応じてすぐに解約するかしないか、いつ解約するかを決めることになる

イ 敷金、保証金 解約後は未払賃料等を控除した敷金、保証金の返還を受ける  
⇒**財団が増える、債権が減る**

### （2）個人の場合

ア 解約するか？ 個人の場合は、そのまま生活の拠点とするのであれば、解約はしない。場合によっては解約する場合もあり。

イ 敷金 解約後は未払賃料等を控除した敷金、保証金の返還を受ける  
⇒**財団が増える、債権が減る**

## 4 公共料金（特にライフライン）

### （1）法人の場合

法人はなくなるので**最終的には全て解約する**。管財業務の必要に応じて継続して利用していくこともある。

### （2）個人の場合

今後の生活に必要な分については利用を継続。利用する必要が無くかつ財団債権が発生するなどの事情があれば解約。継続利用していても財団債権とならず、解約する必要が無ければ本人に任せる。**開始決定後の利用料は管財業務に必要なもの（＝財団債権）でない限り、破産者本人に支払わせる。**

## 5 雇用契約（手引き中巻 p.18）

通常、申し立て前に従業員は解雇しているが、開始決定後も**解雇未了の場合は管財人が解雇する（民法631条）**

## 6 継続中の訴訟手続（手引き中巻 p.21）

①**破産財団に属する財産に関する訴訟**，②**破産債権に関する訴訟**，③**債権者代位訴訟**，**詐害行為取消訴訟**の場合は、破産手続開始決定によって訴訟手続は中断される。

中断後は、破産管財人もしくは相手方が**受継申立**（訴訟を引き継ぐこと）をすることで訴訟が再度進行する。

## 第5章 配当手続

### 1 基礎知識

#### （1）配当の種類（手引き下巻 p.1）

ア 破産手続の**途中**で行う配当

①**中間配当** 大規模破産事件で長期化する場合などに途中で一度配当する場合。

イ 破産手続の**最後**で行う配当

①**最後配当** 一番スタンダードな配当手続。

②**簡易配当** 最後配当よりも簡易かつ迅速な手続。

**配当可能額が1000万円未満**の場合は簡易配当が選択できる（少額型簡易配当）し、**1000万円を超える場合**であっても債権者の

- 異議が無ければ簡易配当を選択可能（配当時異議確認型簡易配当）
- ③同意配当 債権者全員の同意を得て、通常の配当額等を管財人が決めて行う配当手続。按分配当だけではない柔軟な配当が可能。
- ウ 上記（２）の配当通知後
- ①追加配当 上記（２）の配当通知後に新たな財産を発見した場合はその新たな財産については別に配当する。
- （２）選択の基準（手引き下巻 p.2）
- 配当可能金額を基準に考える（横浜地裁の場合）
- 原則①配当可能金額 1000万円未満の場合 ⇒ 少額型簡易配当
- ②配当可能金額 1000万円以上の場合 ⇒ 配当時異議確認型簡易配当
- ↓
- 異議が出た場合 ⇒ 最後配当手続
- 例外①配当可能金額 1000万円以上で異議の可能性が高い場合⇒最後配当
- ②按分配当では実質的公平が保てない場合等柔軟な対応が必要⇒同意配当
- 2 大まかな配当の流れ（手引き下巻 p.5, p.14, p.16）
- 配当にも色々と種類があるが、大まかな流れは下記のとおり。
- ①管財人報酬の決定 最優先財団債権である管財人報酬の決定。配当できる金額が確定。
- ②配当率の計算&配当表作成
- ③配当許可申立をする&配当許可決定
- ④債権者へ配当通知（もしくは配当公告）
- ⑤除斥期間の経過
- 除斥期間＝一般的に、法律関係を速やかに確定させるため、一定期間の経過によって権利を消滅させる制度のこと。
- 破産手続の配当においては、債権が確定していない上に、債権確定手続をしていない債権者を配当手続から除外する制度のこと。
- それぞれ下記事項を証明しなければならない。
- ・異議等のある債権⇒査定手続中等であることを証明
  - ・停止条件付債権又は将来の請求権⇒その条件が成就されたことを証明
  - ・別除権者⇒不足額を証明
- ⑥配当表に対する異議期間満了
- ⑦配当額の定め（通知）
- ⑧配当実施 銀行振込等によって各債権者へ配当。
- ※送金先指定等を債権者がしてこないと、配当ができない場合は、供託（法務局に配当金を納める）する（払ったことになる）。

## 第6章 破産手続の終了

- 1 破産手続の終わり方（手引き下巻 p.19）
- （１）同時廃止 開始決定と同時に手続を廃止（終了）する場合
- （２）異時廃止 管財業務の途中で財団が不足して配当ができないことがわかった時
- （３）終結決定 最終的な配当を行い、管財業務が全て終了した場合
- ※会社の場合、廃止決定・終結決定により擬制されて存続していた法人格が消滅し（会社が無くなり）、裁判所書記官により廃止又は終結の登記嘱託（破産法257条7項）がなされると、登記官によりのその会社の登記は閉鎖される。

以上